○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　茨城県石岡市太田字堂山一三八六、字滝ノ入一四五五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村二三九四、二三九五、二三九六のイ、二三九六のロ、二三九七、二三九九から二四〇二まで、二四〇四、二四〇五、二四〇七から二四〇九まで、二四一六、二四一七の一、二四一七の二、二四一八のロ

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長崎県西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷字横尾塚ノ本二七の一、字横尾中ノ切三九の一二、三九の一三、三九の四二、四四、四五の五、字横尾上シン四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横尾中ノ切三九の一三・三九の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字横尾上シン四七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町船木字古城二八四〇の三、二八四〇の五、二八四〇の八、二八四〇の九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県伊賀市伊勢路字青山一三五六の一（次の図に示す部分に限る。）、奥鹿野字登り尾六九一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県尾鷲市賀田町字下タ道一〇二七の四、一〇二七の五、字平石一〇四五（次の図に示す部分に限る。）、字瀬戸栩山一〇五〇、一〇九〇の四から一〇九〇の六まで、一〇九〇の八から一〇九〇の一〇まで、一〇九二の一〇、一〇九二の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町佐原字萩平二八九の一から二八九の四まで、二九〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町楊枝字池ノ谷四一一、字寺前四二三の一、四二三の四、四二五、字ヤチハラ四二七、四二八の一、四二八の四

二　指定の目的　水源の涵養